

ボランティア推進員運営実施要領

第1 目的

えひめ結婚支援センター（以下「センター」という。）は、ボランティア推進員を派遣することにより、センターが行う結婚支援イベントにおけるマッチング率を向上させるとともに、交際への移行を支援する。

第2 任務

ボランティア推進員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 結婚支援イベントにおける立会い及び進行フォロー（別添マニュアル1）
- (2) マッチングした男女のお引き合わせ及び交際フォロー（別添マニュアル2）
- (3) その他センター事業への企画協力

第3 募集

ボランティア推進員の募集は、年2回程度実施するものとする。

第4 研修、認定及び公開

- (1) ボランティア推進員を希望する者は、個人情報保護に関する研修を受講しなければならない。
- (2) 愛媛県及びセンターは、上記研修受講者のうち、適正検査及び面接等に合格した者で(4)に定める個人情報の公開に同意したものをボランティア推進員として認定するものとする。
- (3) ボランティア推進員の任期は、1年とする。ただし、研修等を受け、再任することができる。
- (4) ボランティア推進員は、氏名、住所（市町名）及び連絡先をセンターWebサイトにより公開するものとする。

第5 イベントへの派遣

センターは、イベントごとにボランティア推進員の派遣について調整するものとする。

第6 交通費等

- (1) イベント参加のために要する交通費は、ボランティア推進員の自己負担とする。ただし、市町外からの参加など1回の交通費（駐車場代を含む。）が1,000円を超えるものは、5,000円を限度にセンターが負担する。
- (2) マッチングした男女のお引き合わせ及び交際フォローに係る費用は、原則として当該男女に負担を求めるものとする。

第7 交流会

センターは、ボランティア推進員の交流会を定期的を開催し、その資質の向上を図るものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、ボランティア推進員の運営に関し、必要な事項は、センターが愛媛県と協議して定める。

【別添マニュアル1】

結婚支援イベントにおける立会い及び進行フォロー

1 イベントへの参加

- (1) ボランティア推進員の結婚イベントへの参加調整は、センターコーディネーターが行う。
- (2) 小規模イベント1回につき、原則として1名以上のボランティア推進員を派遣するものとする。ただし、応援企業のスタッフがボランティア推進員の任務を担う場合はこの限りでない。

2 イベント参加料

- (1) イベントにおけるボランティア推進員の食事代及び会場費は、応援企業が負担するものとする。
- (2) イベント参加のために要する交通費は、ボランティア推進員の自己負担とする。ただし、市町外からの参加など1回の交通費（駐車場代を含む。）が1,000円を超えるものは、5,000円を限度にセンターが負担する。

3 イベントにおける役割

- (1) 進行方法について、センターコーディネーター及び応援企業と打ち合わせを行う。
- (2) 進行は、原則として応援企業のスタッフが行うが、ボランティア推進員が行うこともある。
- (3) フリートークキング時において、ボランティア推進員は、積極的に男女間の仲介をするものとする。（話のはずんでいない参加者から、トークしたい相手を聞き出し、セッティングなどを行う。）

4 個人情報の取扱い

- (1) イベント終了後、参加者の個人情報を記載した書類を有している場合は、廃棄するものとする。
- (2) 過去のイベント参加に関することをイベント開催中に触れてはならない。

5 センターへの報告

イベント実施時の感想及び気づいた点などを所定の用紙に記入し、センターに報告するものとする。

【別添マニュアル2】

マッチングした男女のお引き合わせ及び交際フォロー

1 マッチングした男女の把握

主催者からイベントでマッチングした男女の情報を受け取る。(○番の男性と○番の女性)

2 お引き合わせ

- (1) イベント終了後、マッチングした男女を、会場別室等において、個別にお引き合わせを行う。
- (2) 当事者には、自己紹介してもらい、カップリングカードに記入した相手かどうか確認してもらう。
- (3) お引き合わせに合わせて、最初のデートの日程の調整を行う。ただし、当事者が希望しない場合はこの限りでない。
- (4) 最初のデートに立会いの必要性について、別途費用が発生することを通知した上で、希望を確認する。

3 お引き合わせ後デートの間の調整対応

- (1) 当事者から日程変更の調整をしてほしい旨の連絡があった場合は、当事者に改めて連絡を取り合い、日程調整を行う。
- (2) 当事者の一方からデートのキャンセルの連絡があった場合は、事情を聞いて相手方に連絡する。

4 デートの立会い

- (1) 当事者が希望した場合は、デートの立会いを行う。
- (2) デートの立会いに係る費用として、当該男女は、ボランティア推進員のお茶代を負担するほか、交通費負担として、各自 500 円ずつをボランティア推進員に対し支払うものとする。
ただし、センターが交通費補助を「第6」により負担した場合には、この限りでない。

5 交際フォロー

- (1) イベントで出会った男女又はお引き合わせをした男女から希望があれば、交際フォローにも応じる。メール・電話による相談は、無料で行う。
- (2) ボランティア員が面接相談に応じる場合の費用は、交通費及び相談料を当事者が負担する。
- (3) 相談料は、1回当たり 1,000 円を基準にして、ボランティア推進員と当事者が協議して定める。

6 センターへの報告

お引き合わせ実施時などの感想及び気づいた点などを所定の用紙に記入し、センターに報告するものとする。